

解説①

評価システム改訂の経緯と

今後の方向性について

◆日本高等教育評価機構（JIHEE）について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

JIHEE

Japan **I**nstitution for **H**igher **E**ducation **E**valuation

- 設立母体＝日本私立大学協会
- 財団設立＝平成16年11月25日
- 公益財団法人設立＝平成24年4月1日
- 目的及び事業

主な事業

- 教育研究活動等の評価事業
大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／
ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
- 評価員の養成
- 評価に関する調査・研究
- 広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

◆ JIHEE評価校数の推移

(1) 大学機関別認証評価(平成17年7月認証)

会員大学 353大学(公立3校、私立350校)

私立大学の58%が加盟

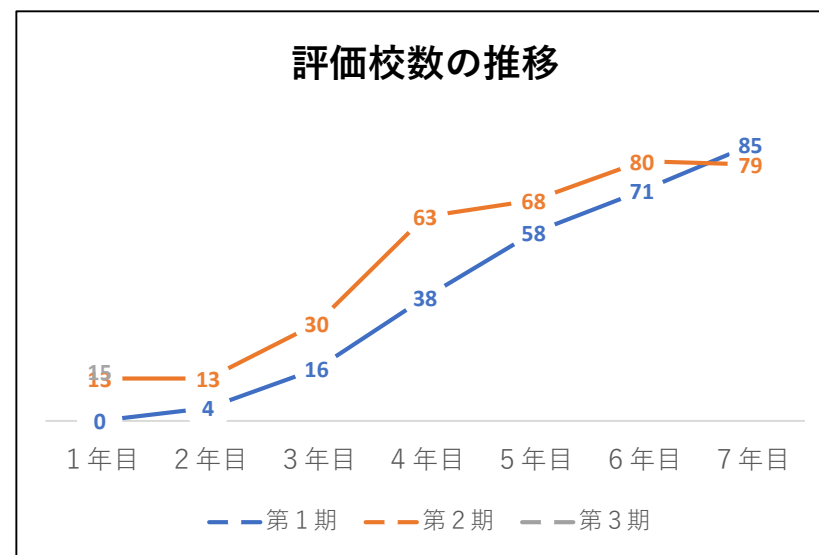
受審大学 272大学(第1期 H17-22)

346大学(第2期、H23-29)

平成29年度 大学機関別認証評価 79大学

再評価 5大学

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審大学	13	13	30	63	68	80	79



◆ JIHEE評価校数の推移

(2) 短期大学機関別認証評価（平成21年9月認証）

会員大学 18短期大学
 受審大学 16短期大学（第2期、平成29年度まで）

平成29年度 短期大学機関別認証評価 7短期大学

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
受審短期大学	—	—	1	3	2	3	7

(3) ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（平成22年3月認証） 受審大学院 1大学院（平成28年度まで）

平成27年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 1研究科

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
受審大学院	1	—	—	—	—	1	—

◆ 平成29年度評価結果

評価結果の提供及び公表

- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び配付
- 判断例の公表（平成24年度から実施）

・ 平成29年度 評価結果（平成30年3月27日公表）

大学	79校	適合	75校
		不適合	1校
		保留	3校
大学再評価	5校	適合	5校

	基準1 (使命・目的等)	基準2 (学修と教授)	基準3 (経営・管理と財務)	基準4 (自己点検・評価)
優れた点	7	38	6	6
改善を要する点	2	38	55	2

◆ 平成29年度評価結果

評価結果

- 短期大学7校 適合 6校
 保留 1校

	基準1 (使命・目的等)	基準2 (学修と教授)	基準3 (経営・管理と財務)	基準4 (自己点検・評価)
優れた点	—	6	—	—
改善を要する点	1	1	5	—

◆ 平成29年度評価結果

「改善を要する点」の主な内容

● 基準1について

- 学部または学科の教育目的等の学則などへの明記

● 基準2について

- 学科ごとの収容定員の未充足
- 募集区分ごとの募集人員の明記
- カリキュラム実効性とディプロマポリシーとの整合性
⇒ 不開講科目が多い、開設科目とDPや学位との整合性
- 学生相談室の運用

◆ 平成29年度評価結果

「改善を要する点」の主な内容

● 基準3について

- 教育情報または教職課程の教員養成に関する情報の公表
- 理事会の運営⇒理事長への委任事項、常務理事会との関係 など
- 学長のガバナンス⇒教授会が意見を述べる事項の定め、学生の退学、停学及び訓告の手続きの定め など
- 監事、評議員の選任及び役割等
- 財務運営上のバランス

● 基準4について

- 評価の誠実性 など

◆ 認証評価制度のこれまでの流れ

認証評価（機関別認証評価の周期）

○第1期 2004年～2010年

- 法令等のチェック中心
- 我が国の高等教育の将来像（答申）・・・2005年

○第2期 2011年～2017年

- 学士課程教育の構築へ向けて（答申）・・・2008年
三つのポリシー（ディプロマ、カリキュラム、アドミッション）と
学修成果
- 中長期的な大学教育の在り方に関する第2次報告・・・2009年
内部質保証（各大学の自己点検・評価の結果が教育の
質の向上に活用される仕組み）

※保証されるべき質とは、学生の学びの内容と水準

○第3期 2018年～2024年

◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

1. 大学基準において定める評価事項関連

大学評価基準に以下の内容を追加すること

- ・ 三つのポリシー（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針
- ・ 内部質保証（教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み）

重点評価項目を設定すること

- ・ 大学評価基準の項目のうち、内部質保証については、重点的に認証評価を行うこと

設置計画履行状況等調査（AC：アフターケア）との連携を図ること

- ・ ACにおいて「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価では、当該意見に対して講じた措置を把握すること

◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

2. 評価の質の向上

認証評価機関の自己点検・評価の義務化

- 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること

評価機関におけるフォローアップ

- 認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した事項について、大学からの求めに応じて再度評価を行うよう努めること

評価における社会との関係強化

- 認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれること

◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

- 認証評価制度の改善に関わる省令（いわゆる細目省令）改正
→平成30年4月1日施行

<留意事項>

「審議のまとめ」を踏まえた運用、特に以下の点について配慮

- 内部質保証において優れた取組等を実施していると評価した大学に対して、次回の評価内容及び方法の弾力化を図ること
- 大学の教育の質的転換を促進するため、各大学の学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと
- 評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと
- 認証評価に係る各大学の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと

◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

日本高等教育評価機構の対応

- 細目省令等の改正に対応するため、現行の評価システムについて大幅に見直しを行い、第3期のための新評価システムを構築
- 新評価システムは、細目省令改正の施行日（平成30年4月1日）に合わせ、第3期初年度の平成30年度認証評価から実施

日本高等教育評価機構の評価システム適用期間

第1期	平成17～23年度（7年間）
第2期	平成24～29年度（6年間）
第3期	平成30年度～

◆ 第3期（2018年～）の認証評価システム

システム変更のポイント

1.内部質保証機能を重視⇒実施大綱にて説明

2.特色の積極的評価・明確化⇒実施大綱にて説明

3.他の質保証制度との連携

⇒設置計画履行状況等調査を踏まえた評価

4.大学設置基準等の法令遵守事項の確認方法の簡略化

⇒法令等のチェックシートの活用

5.評価機関共通の基礎データの活用

⇒評価機関共通の基礎データをエビデンスとして使用

平成28年3月18日

中央教育審議会大学分科会

「認証評価制度の充実に向けて」（審議まとめ）より

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 専門職大学・専門職短期大学の制度化⇒平成31年4月1日施行

1. 目的

深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践かつ応用的な能力を育成・展開する

2. 学位

「〇〇学士（専門職）」 「〇〇短期大学士（専門職）」

3. 教育課程

- 4年制を2年又は3年の前期、1年又は2年の後期で区分できる
- 産業界との連携（教育課程連携協議会の必置）
- 実習科目は必修（20単位または40単位）
→実習科目中に企業等での「臨地実務実習」を含む（半数以上）
- 他の教育機関との連携（入学前の既修単位の認定）
- 一授業のクラスサイズ40人以下が原則

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 専門職大学・専門職短期大学の制度化⇒平成31年4月1日施行

4. 教員

4割以上実務家教員

→半分以上は研究能力を有する者

→半分以内は「みなし専任教員」（6単位以上、責任あり）

5. 認証評価

機関別認証評価を受けるとともに専門分野別認証評価の義務化

6. 平成29年度申請学校数

専門職大学13校、専門職短期大学3校

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 大学・短期大学の専門職学科の制度化⇒平成31年4月1日施行

1. 目的

深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践かつ応用的な能力を育成・展開する

2. 学位

「学士（〇〇専門職）」 「短期大学士（〇〇専門職）」

3. 教育課程

- ~~4年制を2年又は3年の前期、1年又は2年の後期で区分できる~~
- 産業界との連携（教育課程連携協議会の必置）
- 実習科目は必修（20単位または40単位）
→実習科目中に企業等での「臨地実務実習」を含む（半数以上）
- 他の教育機関との連携（入学前の既修単位の認定）
- 一授業のクラスサイズ40人以下が原則

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

● 大学・短期大学の専門職学科の制度化 ⇒ 平成31年4月1日施行

4. 教員

- 小規模を想定した基準を新設
- おおむね4割以上実務家教員
 - 半分以上は研究能力を有する者
 - 半分以上は「みなし専任教員」でも可
(条件：6単位以上の科目担当、責任あり)

5. 認証評価

- 機関別認証評価のみ義務化
- 教育課程連携協議会、進路に関すること等の評価を加える

6. その他

- 大学の専門職学部
短期大学の専門職学科 } 小規模を想定した校舎基準を新設

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

今後の高等教育の将来像（論点整理）

中央教育審議会大学分科会将来構想部会

● 高等教育機関の教育研究体制

- 多様な教育研究分野：学部等の枠を超えた学位プログラム
大学間の連携・統合（国公立の枠を超え）
- 多様な学生：リカレント教育、留学生
- 多様な教員：学位プログラム、実務家、若手・女性
- 多様性を受け止めるガバナンス：他大学、産業界等との連携体制
学外理事等

● 18歳人口減少を踏まえた大学の規模や地域配置

- 大学の規模：18歳人口の減少（2033年、現在定員の85%）
- 地域で描く将来像：客観的データの作成、自治体、産業界等を
巻き込んで、将来像の議論や連携などの体制

◆ 高等教育の動向と今後の方向性

今後の高等教育の将来像（論点整理）

中央教育審議会大学分科会将来構想部会

● 教育の質の保証と情報公開

- 教育課程、指導方法の改善：シラバス、GPA、実務家教員 など
- 学修成果の可視化と情報公開：学修時間、GPA、就職率、資格取得、アセスメントテスト、ループリック、ポートフォリオ、学生の成長実感、満足度調査、卒業生への評価の把握 など
- 認証評価：内部質保証の重視と負担軽減